

# 民家園利用事業募集要項

## 1 趣旨

宮崎県総合博物館では、文化財の活用を図るとともに、県民の民家園に対する理解を促進するため、民家園を利用する事業を募集します。

## 2 対象者

個人又は団体（法人格の有無を問いません。）

## 3 利用目的

民家園を利用した事業内容であるものを対象とします。

ただし、次のいずれかに該当するものは対象としません。

- ① 申請書の内容に偽りがあると認められるもの
- ② 展示又は保存上支障があると認められるもの
- ③ 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められるもの
- ④ 火気を使用するもの
- ⑤ その他園内利用が適当でないと認められるもの

なお、民家園の幅広い利活用を促進するため、事業は公開するものとします。

## 4 利用期間

原則として3日以内とします。

ただし、展示を事業内容とするものについては、個別に協議をします。

なお、宮崎県総合博物館の休館日は利用できません。

## 5 利用人数

原則として5人以上の利用が見込まれる事業とします。

なお、事業への一般来園者の参加の可否を問いません。

## 6 対象施設

原則として県指定文化財（米良の民家・椎葉の民家）の2棟及び園庭とします。

また、利用人員や事業内容から、必要最小限の棟又は間の利用を認めるものとします。

【参考】米良の民家	（面積）	78.37㎡	（収容人数）	30名程度
椎葉の民家	（面積）	137.97㎡	（収容人数）	60名程度

## 7 応募方法等

事業の内容により、利用料金が無料と有料に分かれますので、事前に事業計画書（別紙1）を提出してください。

まずは、11の問合せ先までご連絡ください。

### (1) 事業内容が営利を目的としない場合

民家資料利用承認申請書（別紙2）に必要事項を記入の上、お申し込みください。

### (2) 事業内容が営利を目的とする場合

教育財産使用許可申請書（別紙3）及び役員等一覧（別紙4）に必要事項を記入の上、お申し込みください。 ※ 役員等一覧は、法人等の場合のみ

なお、事業内容に関わらず、事業終了後には実績報告書（別紙5）を提出してください。

## 8 利用料金

- (1) 営利を目的としない場合は、無料とします。
- (2) 営利を目的とする場合は、県の教育財産等取扱規程により算出した使用料をいただきます。

## 9 利用承認条件

利用の承認に当たって、次の条件を付します。

- (1) 利用の目的、条件に違反しないこととします。
- (2) 以下の指示に従うこととします。
  - ・開始前及び終了後は博物館へ必ず報告し、終了後は検査を受け、現状に回復すること。
  - ・展示、建物の保存に影響を及ぼす行為をしないこと。
  - ・公の秩序及び風俗を乱す行為をしないこと。
  - ・火気の使用をしないこと。
  - ・無料利用の場合は、営利活動をしないこと。
  - ・建物内での飲食は禁止すること。ただし、事業の実施にあたり必要な飲食については、事前に許可を受けること。
  - ・監視員を必要とする場合は、利用者が手配し配置すること。
  - ・看板、チラシ、照明器具を設置するときは、博物館の許可を得て設置すること。
  - ・大声をあげたり、大きな音を出したりしないこと。
- (3) 規定に反する行為がある場合は、利用を取り消し又は中止させることがあります。
- (4) 有料利用の場合で、利用承認条件及び教育財産使用許可申請書に掲げる誓約事項に違反したことによる利用の取消し及び中止の場合は、既納の使用料は還付しません。
- (5) 取消し等によって利用者に損害が生じても、県はその損害の賠償責任を負わないものとします。
- (6) 不測の事態が生じたときは、直ちに博物館へ報告することとします。また、盗難、事故等には博物館は一切責任を負いません。

## 10 募集期間 通年

## 11 応募先・問合せ先

宮崎県総合博物館民家園利用事業担当

〒 880-0053 宮崎市神宮 2 丁目 4 番 4 号 ※火曜日休館

TEL : 0985-24-2071

FAX : 0985-24-2199

<http://www.miyazaki-archive.jp/museum/>

## 事業計画書

## 1 事業の概要

行事の名称	
利用目的	
利用日時	令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで
利用施設	① 旧黒木家            ② 旧藤田家            ③ 米良の民家 ④ 椎葉の民家        ⑤ 建物を除く敷地（園庭）
利用予定者数	人（主催者数            人、参加者数            人）
持込予定機材	※ 電気を使用する機材を持込む場合は、その機材の種類及び個数をすべて記入してください。

## 2 予算書（参加者から参加費等を徴収する場合は、下記の項目を記入してください。）

## (1) 収入

項目	金額	備考
合計		

## (2) 支出

項目	金額	備考
合計		

## 民家資料利用承認申請書

令和 年 月 日

宮崎県総合博物館長 殿

申請者 住 所

団 体 名

(代表者) 氏名

印

電 話 ( )

下記のとおり利用を承認されるよう申請します。

行事の名称	
利用目的	(事業計画書等添付)
利用期間	令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで
利用区分	A・旧黒木家 B・旧藤田家 C・米良の民家 D・椎葉の民家 E・建物を除く敷地
利用予定者数	主催者数 ( ) 人 参加者数 ( ) 人 合計 ( ) 人
チラシ配布・看板設置	する しない (図案、計画書等添付)
利用承認条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用の目的、条件に違反しないこと。</li> <li>2 館長の指示に従うこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・開始前及び終了後は博物館へ必ず報告し、終了後は検査を受け、現状に回復すること。</li> <li>・展示、建物の保存に影響を及ぼす行為をしないこと。</li> <li>・公の秩序又は風俗を乱す行為をしないこと。</li> <li>・火気の使用及び営利活動をしないこと。</li> <li>・建物内での飲食は事前に許可を受けること。</li> <li>・監視員を必要とする場合は利用者が手配し配置すること。</li> <li>・看板、チラシ、照明器具を設置するときは博物館の許可を得て設置すること。</li> <li>・大声をあげたり、大きな音を出したりしないこと。</li> </ul> </li> <li>3 規定に反する行為があるものは利用を取消し又は中止させることができる。</li> <li>4 取消し等によって利用者に損害が生じても県はその損害の賠償責任を負わない。</li> <li>5 不測の事態が生じたときは直ちに博物館へ報告すること。また、盗難、事故等には博物館は一切責任を負わない。</li> <li>6 その他 ( )</li> </ol>

(表面)

教育財産使用許可申請書

年 月 日

殿

住 所 (〒 )  
(所在地)  
ふりがな  
申請者 氏 名  
(名 称) 印  
生年月日  
性 別  
(電話番号 )

下記の教育財産の使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 使用許可希望財産の表示
  - (1) 所在地
  - (2) 名 称
  - (3) 種類 (種別)
  - (4) 面積 (数量)
- 2 使用目的及び用途
- 3 使用希望期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 使用許可を受けようとする理由
- 5 関係図面
- 6 当初使用許可年月日
- 7 誓約事項 (裏面のとおりに)

年 月 日

殿

住 所 (〒 )  
(所在地)  
氏 名  
(名 称) 印  
(電話番号 )

上記教育財産の使用の許可について、私が使用者の連帯保証人になります。

(裏面)

## 誓約事項

このたびの申請を行うに当たり、次の事項を誓約します。

また、貴県教育委員会が警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）でないこと。
- 2 暴力団を利する行為（暴力団の組織の維持及び拡大に資する等暴力団に有益な行為をいう。以下同じ。）を行わないこと。
- 3 法人等の場合は、役員等が暴力団関係者でないこと及び暴力団を利する行為を行わないこと。
- 4 使用許可を受けた教育財産を暴力団の事務所その他これに類するもの（その目的が公の秩序又は善良な風俗に反するものその他社会通念上不適切と認められるものをいう。）の用に供さないこと。

(注1) 法人等の場合は、役員等一覧（別紙4）を添付してください。

(注2) 収集した個人情報については、教育財産の使用許可事務のために使用し、その他の目的のためには一切使用しません。



## 実 績 報 告 書

## 1 事業の概要

行事の名称	
利用日時	令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで
利用施設	① 旧黒木家            ② 旧藤田家            ③ 米良の民家 ④ 椎葉の民家        ⑤ 建物を除く敷地（園庭）
利用者数	人（主催者数            人、参加者数            人）

## 2 決算書（無料使用の場合は、記載する必要はありません。）

## (1) 収入

項 目	金 額	備 考
合 計		

## (2) 支出

項 目	金 額	備 考
合 計		